

全国児童養護施設協議会

令和 8 年度事業計画

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数が依然として高水準で推移するなか、令和 4 年改正児童福祉法の全面施行から一定期間が経過し、特に、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業による「途切れない自立支援」の強化、および「子どもの意見表明権」を尊重した意見表明等支援事業は、制度の導入期を経て、その運用の質と実効性が問われる局面にある。また、令和 8 年 12 月からはこども性暴力防止法が施行され、各施設で性暴力防止に向けた取り組みが求められることになっている。
- また、令和 7 年度から開始された「後期都道府県社会的養育推進計画」は、本年度で 2 年目を迎える。各自治体では、家庭養育優先原則のさらなる推進とともに、施設の多機能化・小規模化に向けた取り組みが、より具体的な実践段階へと移行している。
- こうした社会的養護をとりまく状況が大きく変わりゆくなかで、児童養護施設は、子どもの健やかな成長と自立を保障し、その権利を守るため、24 時間 365 日、緊急的かつ重篤な課題や複雑・多様なニーズがある子ども一人ひとりに応じた養育を担ってきた。その専門性を活かし、入所している子どもの養育、家族支援とともに、里親家庭等への支援、地域の保護・支援を必要とする子どもや家庭への支援を展開している。
- 令和 8 年度において全国児童養護施設協議会（以下、全養協）は、令和 4 年度にとりまとめた「児童養護施設が担う機能と今後の展望・展開」（提言特別委員会報告書）をもとに、この間の制度改正等をふまえ、新たな提言のとりまとめに向けて検討をすすめる。さらに、児童養護施設が担う「個別的養育機能」「支援拠点機能」「地域支援機能」の充実・強化を図るとともに、その社会的使命を積極的に果たすべく、都道府県協議会およびブロック協議会、さらに社会的養護関係団体との連携のもと、以下の事業に取り組む。

重点事項

1. 子どもの権利擁護と最善の利益の保障の推進

- 児童養護施設における子どもの権利擁護と最善の利益の保障に向け、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」および「児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト」の活用推進や養育・権利擁護セミナーの開催等を通じて、子どもの権利が当然に守られ、健やかな育ちと自立が保障されるよう、施設職員の意識醸成を図る。

2. 社会的養護をめぐる制度・政策への対応

- 子どもの権利条約およびこども基本法に則り、児童養護施設入所児童を含めた全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域で真に保護・支援を必要とする子どもや家庭に支援を届けるために、国等に対して必要な政策提言・要望を行う。
- 社会的養護の変革期のなかにおいて、2030年以降を見据え、社会に求められる児童養護施設の役割やあり方を示すため、「児童養護施設からの提言特別委員会」において新たな提言の検討を行う。
- 国に対し措置費や人員配置基準等も含めた児童養護施設の在り方の検討を働きかけ、社会的養護を取り巻く課題に対応した児童養護施設の役割や機能を発信する。

3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 複雑、多様な課題に対応し、子ども一人ひとりのニーズに応じた養育を行うため、職員の処遇改善に加えて、人員配置基準の抜本的な改善等を、国等に対して政策提言・要望する。
- 児童養護施設の正しい理解や施設で働く魅力、施設職員の専門性等の発信に資するため、リニューアルした児童養護施設パンフレットを広く会員施設に頒布する等により、会員施設における人材確保を推進する。
- 児童養護施設で働く職員の養育の質や専門性の向上を図るため、「改訂 児童養護施設の研修体系－人材育成のための指針－」（平成29年3月）について、今日の情勢に照らして、見直しを行い、新しい研修体系を作成する。
- 学生等の就職先として児童養護施設が選択されるよう、保育士および社会福祉士等養成校の教員や学生に向けた取り組みを検討する。

事業内容

制度政策部

1. 社会的養護をめぐる制度・政策への対応

- 子どもの権利条約およびこども基本法の精神に則り、児童養護施設入所児童を含めた全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域で真に保護・支援を必要とする子どもや家庭に支援を届けるために、国等に対して必要な政策提言・要望を行う。
- 国に対し措置費や人員配置基準等も含めた児童養護施設の在り方の検討を働きかけ、社会的養護を取り巻く課題に対応した児童養護施設の役割や機能を発信する。
- 会員施設が地域の実情を踏まえて施設運営を展開できるよう、会員施設に対し、社会的養護に関する制度・政策について情報提供を行う。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 複雑、多様な課題に対応し、子ども一人ひとりのニーズに応じた養育を行うため、職員の処遇改善に加えて、人員配置基準の抜本的な改善等を、国等に対して政策提言・要望する。
- 学生等の就職先として児童養護施設が選択されるよう、保育士養成校等の教員や学生に向けた取り組みを検討する。

3. 社会的養護関係予算確保に向けた取り組み

- 児童養護施設をはじめ社会的養護関係予算確保や人員配置等制度改善に向けた令和9年度政府予算・制度等要望の実施。
- 会員施設の実情を踏まえた令和10年度政府予算・制度等要望書（案）の検討。

4. 児童福祉・社会福祉関係団体との連携・協働の推進

- 全社協政策委員会への参画
- 全社協社会福祉施設協議会連絡会への参画
- 全社協全国退所児童等支援事業連絡会への参画
- 全社協福祉サービスの質の向上推進委員会への参画
- 全社協国際社会福祉基金委員会への参画
- 全社協福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- 全社協児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 全国里親会、全国児童相談所長会、その他社会的養護関係団体との連携・協働の推進
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議への参画

5. 立法府・行政等に対する意見表明の強化

- 政策実現を図るための国会議員等への働きかけ
- こども家庭審議会部会への参画、子ども・子育て支援等推進調査研究事業への参画
- その他関連する会議、検討会等への参画

総務部

1. 子どもの権利擁護と最善の利益の保障の推進

- 児童養護施設における子どもの権利擁護と最善の利益の保障に向け、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」および「児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト」の活用推進や養育・権利擁護セミナーの開催等を通じて、子どもの権利が当然に守られ、健やかな育ちと自立が保障されるよう、施設職員の意識醸成を図る。
- 児童養護施設がこれまでに培ってきた一人ひとりの子どもの育ちに寄り添う日々の「養育」のいとなみと、児童養護施設が考える「子どもの権利擁護」について広く発信し、全国的な共通理解を図ることを目的とした「養育・権利擁護セミナー」を開催する。

2. ブロック協議会との連携、協力

- ブロック協議会において実施する大会・研修会に対して助成を行い、ブロック組織の活性化を促進する。
- 全養協事業をより一層充実・推進するため、常任協議員会やブロック協議会会長会議等の機会を通じ、ブロック協議会との連携、協力を図る。

3. 第 79 回全国児童養護施設長研究協議会（栃木大会）の企画・運営

〔日 程〕 令和 8 年 11 月 17 日（火）～19 日（木）

〔会 場〕 ライトキューブ宇都宮（栃木県宇都宮市）

〔定 員〕 600 名

- 永年勤続感謝、研究奨励賞（松島賞）の表彰式典開催
- 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の開催（研修部共管）
- 第 46 回児童文化奨励絵画展の開催

4. 第 80 回全国児童養護施設長研究協議会記念誌作成

- 記念誌編纂特別委員会を設置し、記念誌作成に向けた検討を行う。

5. 大規模災害への対応

- 大規模災害発生時における支援体制の実効性をさらに高めるため、令和 6 年能登半島地震等の経験や知見を踏まえ、「全養協 大規模災害対応指針」の見直しを行う。
- 「災害見舞金支弁内規」に基づき、災害見舞金の交付を行う。

6. 広報活動の展開

- 全養協通信の発行（随時）
- 「令和 8 年度全養協便覧（全養協情報 No. 46）」の発行
- パンフレット「もっともっと知ってほしい児童養護施設」の頒布
- 協議員に対する情報提供（随時）

7. 施設を退所する子どもの自立支援の推進

- 身元保証人確保対策事業の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の運営
- 全社協が実施する ENEOS 奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等を始めとする各種助成制度への協力

8. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

1. 令和 8 年度会員施設基礎調査の実施

2. 令和 8 年度就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等調査の実施

3. 令和 8 年度児童養護施設入所児童等実態調査の実施

4. 児童養護施設入所児童等の進路に関する調査の検証

- 入所児童における中学校、高等学校等卒業後の進路だけでなく、児童養護施設を退所した子どもの実態を把握できるよう、児童養護施設入所児童等の進路調査について見直しを行う。

5. その他、政策提言のために必要な調査、研究の実施

研修部

1. 児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—の検証

- 児童養護施設で働く職員の養育の質や専門性の向上を図るため、『改訂 児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—』（平成 29 年 3 月）について、今日の情勢に照らして、見直しを行い、新しい研修体系を作成する。

2. 「令和 8 年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営

3. 「令和 8 年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催

4. 「令和 8 年度ファミリーソーシャルワーク研修会」企画委員会への委員派遣

5. 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の運営（総務部共管）

6. 児童養護施設職員研究奨励賞（松島賞）運営委員会の運営

児童養護編集委員会

1. 『季刊「児童養護」』の編集・発行（第57巻・第1号～第4号）（総務部所管）

《編集方針》

- ① 現場実践の道標となりうる養護理論の形成をめざした児童養護施設、社会的養護の専門誌とする。
- ② 歴史的・社会的に有意でモデルとなるような実践を紹介し、養育の質の一層の向上に資するものとする。
- ③ 子どもの人権を擁護する立場にたち、内外に問題提起する役割を担う。また、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践における具体化を推進する。
- ④ 施設間での連携やネットワーク構築に資するものとする。
- ⑤ 児童福祉の関係機関や団体をはじめ、教育や医療など関連領域の関係者、子どもの支援に関心のある個人など、社会的養護と直接接点のない者に対し、児童養護施設と子どもたちの実際を伝え理解を図る。

《発行予定》

- ① 第57巻第1号 令和8年6月
- ② 第57巻第2号 令和8年9月
- ③ 第57巻第3号 令和8年12月
- ④ 第57巻第4号 令和9年3月

参考：諸会議の開催

- 協議員総会の開催
- （拡大）正副会長会議の開催
- 常任協議員会の開催
- 監査会の開催
- ブロック協議会会長会議の開催
- 専門部会の開催
 - ・ 制度政策部 ・ 総務部 ・ 調査研究部 ・ 研修部